

A10 株主資本の部とそれ以外の評価・換算差額等や新株予約権の部に分かります。

純資産の部	
I	株主資本
	1、資本金
	2、資本剰余金
	(1)資本準備金
	(2)その他資本剰余金
	3、利益剰余金
	(1)利益準備金
	(2)その他利益剰余金
	①××積立金
	②繰越利益剰余金
	4、自己株式
II	評価・換算差額等
	1、その他有価証券評価差額金
	2、繰延ヘッジ損益
	3、土地再評価差額金
III	新株予約権

①「その他資本剰余金」は合計額を表示すればよく、資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益といった内訳項目を表示する必要がなくなりました。

②従来の任意積立金や当期末処分利益は「その他利益剰余金」の区分に表示します。

③評価換算差額等には次の3つの種類があります。

- 「その他有価証券評価差額金」とは金融商品会計基準を適用した場合にその他有価証券を時価評価した場合に生じるその他有価証券評価差額金といいます。
- 「繰延ヘッジ損益」はヘッジ会計を適用した場合のヘッジ損益の繰延べ分です。
- 「土地再評価差額金」は土地再評価法により過去において時価評価をした場合の差額金をいいます。